

原料費調整制度に基づく

令和 8 年 10 月のガス料金のお知らせ

令和 8 年 8 月 31 日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和 8 年 10 月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和 8 年 5 月～令和 8 年 7 月の L N G 平均価格及び L P G 平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、電気・ガス料金負担軽減支援事業（※）を踏まえ、原料費調整後の単価から 1 m³ 当たり△14.0 円の値引きが反映されています。

令和 8 年 10 月検針分に適用する料金は、広報上越 10 月号で記事を掲載し、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料 金 表（令和 8 年 10 月）

一般契約料金（各月のご使用量に応じて A・B・C いずれかの料金表が適用されます）

基準単位料金を下記のとおり改定し、同料金に対して△ 5.96 円（税込）調整して料金を算定します。

区 分	料金表 A	料金表 B	料金表 C
月間使用量	0～25m ³	26～150m ³	151m ³ ～
基本料金 （円／月）	704.00	781.00	1,188.00
調整単位料金 （円／m ³ ）	152.61	149.55	146.85
（参考）基準単位料金 （円／m ³ ）	158.57	155.51	152.81

※ 調整単位料金は、原料調整額 8.04 円のほか、政府の支援で、△14.0 円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）
（上記計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標 準 家 庭 に お け る 影 響

1 か月の ご使用量	令和 8 年 10 月 適用料金	令和 8 年 9 月 適用料金	増減額	増減率
31m ³	5,417 円／月	5,109 円／月	308 円／月	6.0%

※ 当市におけるご家庭の 1 件 1 か月当たり平均使用量 31m³（45.0 メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和 8 年 5 月～令和 8 年 7 月 (令和 8 年 10 月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	102,880 円／ t
基準平均原料価格※ ²	93,290 円／ t

※ 1 平均原料価格＝LNG 平均価格×0.9530＋LPG 平均価格×0.0585

※ 2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和 6 年 9 月から 11 月の LNG 平均価格 92,320 円×0.9530＋令和 6 年 9 月から 11 月までの LPG 平均価格 90,690 円×0.0585）

平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}\text{LNG 平均原料価格} &= \text{LNG 平均価格（令和 8 年 5 月～令和 8 年 7 月貿易統計値）} \times 0.9530 \\ &= 100,400 \text{ 円／} t \times 0.9530 \\ &= 95,681.200 \text{ 円／} t\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{LPG 平均原料価格} &= \text{LPG 平均価格（令和 8 年 5 月～令和 8 年 7 月貿易統計値）} \times 0.0585 \\ &= 123,050 \text{ 円／} t \times 0.0585 \\ &= 7,198.425 \text{ 円／} t\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{平均原料価格} &= \text{LNG 平均原料価格} + \text{LPG 平均原料価格} \\ &= 95,681.200 \text{ 円／} t + 7,198.425 \text{ 円／} t \\ &= 102,879.625 \text{ 円／} t \\ &\quad \downarrow \text{（10 円未満四捨五入）} \\ &= 102,880 \text{ 円／} t\end{aligned}$$

原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}\text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 102,880 \text{ 円／} t - 93,290 \text{ 円／} t \\ &= 9,590 \text{ 円／} t \\ &\quad \downarrow \text{（100 円未満切捨て）} \\ &= 9,500 \text{ 円／} t\end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1 m^3 あたり）の算定（一般契約 B 区分の場合）

$$\begin{aligned}\text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.077 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 155.51 \text{ 円} + (0.077 \text{ 円} \times 9,500 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 155.51 \text{ 円} + 8.0465 \text{ 円} \\ &= 155.51 \text{ 円} + 8.04 \text{ 円（小数点第 3 位以下切捨て）} \\ &= 149.55 \text{ 円}\end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1 m^3 当たり 14.0 円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 155.51 \text{ 円} + (8.04 + \Delta 14.0 \text{ 円}) = 149.55 \text{ 円}$$

※ 原料価格変動額 100 円につき基準単位料金単価 1 m^3 当たり 0.0847 円（0.077 円に 1.1 を乗じた値）を調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1 m^3 当たり Δ 5.96 円（税込）調整します。